

ができるほか、大企業者の協力を容易かつ効率的に得ることができるようになるものと思われる。なお、センターの設置、運営に当たっては、現行機関の協力を得つつ、その円滑化を図ることが望まれる。

なお、中小小売商業においては小規模零細な事業者の比率が極めて高く、また、その経営も企業経営の域に達しない家計の延長としての生業的経営形態に終始しているものが多い。この点は逆に生業的家族労働に依存しているという意味において、現実にはかなりの適応力を有しているもの一般的にはその存立基盤は極めて不安定であり、また、脆弱であるといつてよい。こうした特質が小売商業施策の展開に当たって種々の問題を投げかけている。

したがって、経営管理、経営手法の近代化について前述の適応力を伸ばし、あるいは存立基盤の強化を図るため特段の配慮を払う必要があるほか、新たに新規参入してきた生業層を含め、生業のままにとどまる層についても中小小売商業政策上どのように考えていくべきか、また、その転廃対策をどう取り扱っていくかについて引き続き広く検討していくことが強く望まれる。

以上のような中小小売商業に対する振興策は、中小企業全般についての各種対策の体系の中においても譲じられていること、流通近代化施策一般との関連においても譲じられていることから、各種施策の重点を明らかにしつつ、それらの施策との有機的連関を図り、その総合的な展開を図っていくべきものと思われる。

大規模地震対策特別措置法(仮称)案要旨

昭和五三年二月一七日

(目的)

第一 この法律は、大規模な地震による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震対策強化地域の指定、地震予知情報の報告、警戒態勢の布告、この布告があった場合における防災上必要な措置等に関し規定を整備することにより、災害対策基本法その他防災に関する法律と相まって防災体制の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震対策強化地域の指定)

第二 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴いて、大規模な地震が発生する可能性が著しく高く、当該地震により大規模な被害を受けるおそれがある地域を地震対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定するものとする。

2 強化地域の指定の解除について必要な規定の整備を行うものとする。

(強化地域に係る地震観測体制の整備等)

第三 国は、強化地域に係る大規模な地震について地震予知を行うため、地震に関する研究を進めるとともに、必要な観測体制の整備に努めなければならないものとする。

(地震対策緊急計画等)

第四 指定行政機関及び指定公共機関並びに強化地域に係る都道府県及び市町村は、その防災業務計画又は地域防災計画において、大規模地震対策に係る緊急計画(以下「緊急計画」という。)を定めなければならないものとする。

2 前項の緊急計画は、警戒態勢の布告に伴い実施すべき防災上の措置、防火上緊急に実施すべき施設の整備等に関する事業(以下「地震対策緊急事業」という。)の概要、地震災害に関する応急措置その他の事項について定めるものとする。

3 強化地域内の病院、劇場、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設及び石油類、火薬類等危険物の製造、貯蔵又は処理を行う施設の管理者、地方鉄道業等一般旅客交通に関する事業を営む者その他政令で定める重要な防災上の措置を講ずる必要があると認められる者は、政令で定めるところにより、警戒態勢の布告に伴い実施すべき防災上の措置に関し必要な大規模地震防災に関する計画を作成し、その実施を推進しなければならないものとする。

第五 内閣総理大臣は、気象業務法第〇条に基づく強化地域に係る地震予知情報の報告を受けたときは、直ちに警戒態勢をとるべき旨布告(以下「警戒態勢の布告」という。)を行うとともに、これを関係行政機関及び関係都道府県知事に通知するものとする。

第六 地震災害警戒本部の長は、地震の規模、震源の位置その他地震予知情報の内容、当該地震により生ずるおそれのある被害その他の事情を勘案し、関係行政機関、関係公共機関、関係地方公共団体等が実施し、又は実施しようとしている防災上の措置に関し、必要な指示又は調整を行うことができるものとする。

第七 第五第一項の規定に基づき警戒態勢の布告の通知を受けた都道府県知事が行う関係市町村長、関係機関及び住民その他関係ある公私の団体への通知又は伝達に関し、必要な規定の整備を行うものとする。

第八 第五の通知を受けた都道府県知事及び第七の通知を受けた市町村長は、災害対策基本法第二十三条の規定にかかわらず、都道府県地震災害警戒本部又は市町村地震災害警戒本部(以下「地方地震災害警戒本部」と総称する。)を設置するものとする。

第九 前項の地方地震災害警戒本部の組織及び関係機関間の連絡調整をはじめとする所掌事務に関し必要な規定を整備するものとする。

第十 警戒態勢の布告に伴う災害応急対策の実施(警戒態勢の布告があったときは、指定行政機関の長及び指定公共機関並びに当該地震予知に係る地震により被害を受けるおそれのある地域に係る指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は緊急計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならないものとする。

2 前項の場合において、当該地震により被

て、大規模地震対策に係る緊急計画(以下「緊急計画」という。)を定めなければならないものとする。

2 前項の緊急計画は、警戒態勢の布告に伴い実施すべき防災上の措置、防火上緊急に実施すべき施設の整備等に関する事業(以下「地震対策緊急事業」という。)の概要、地震災害に関する応急措置その他の事項について定めるものとする。

3 強化地域内の病院、劇場、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設及び石油類、火薬類等危険物の製造、貯蔵又は処理を行う施設の管理者、地方鉄道業等一般旅客交通に関する事業を営む者その他政令で定める重要な防災上の措置を講ずる必要があると認められる者は、政令で定めるところにより、警戒態勢の布告に伴い実施すべき防災上の措置に関し必要な大規模地震防災に関する計画を作成し、その実施を推進しなければならないものとする。

第五 内閣総理大臣は、気象業務法第〇条に基づく強化地域に係る地震予知情報の報告を受けたときは、直ちに警戒態勢をとるべき旨布告(以下「警戒態勢の布告」という。)を行うとともに、これを関係行政機関及び関係都道府県知事に通知するものとする。

第六 地震災害警戒本部の長は、地震の規模、震源の位置その他地震予知情報の内容、当該地震により生ずるおそれのある被害その他の事情を勘案し、関係行政機関、関係公共機関、関係地方公共団体等が実施し、又は実施しようとしている防災上の措置に関し、必要な指示又は調整を行うことができるものとする。

第七 第五第一項の規定に基づき警戒態勢の布告の通知を受けた都道府県知事が行う関係市町村長、関係機関及び住民その他関係ある公私の団体への通知又は伝達に関し、必要な規定の整備を行うものとする。

第八 第五の通知を受けた都道府県知事及び第七の通知を受けた市町村長は、災害対策基本法第二十三条の規定にかかわらず、都道府県地震災害警戒本部又は市町村地震災害警戒本部(以下「地方地震災害警戒本部」と総称する。)を設置するものとする。

第九 前項の地方地震災害警戒本部の組織及び関係機関間の連絡調整をはじめとする所掌事務に関し必要な規定を整備するものとする。

第十 警戒態勢の布告に伴う災害応急対策の実施(警戒態勢の布告があったときは、指定行政機関の長及び指定公共機関並びに当該地震予知に係る地震により被害を受けるおそれのある地域に係る指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は緊急計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならないものとする。

害を受けるおそれのある地域に係る第四第3項に掲げる施設の管理者又は事業者は、同項に規定する大規模地震防災に関する計画の定めるところにより、警戒態勢の布告に伴い実施すべき防災上の措置を実施しなければならぬものとする。

第十 警戒態勢の布告に伴う住民等の責務
(警戒態勢の布告があったときは、当該大規模地震により被害を受けるおそれのある地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(第十に規定するものを除く)は、市町村長、警察官等が行う勧告等の措置に協力するとともに、自ら消火の準備、火気の使用、自動車の運転等の自衛その他生ずる可能性のある被害を軽減又は防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

第十一 警戒態勢の布告の通知を受けた市町村長(警戒態勢の布告の通知を受けた市町村長は、当該地震が発生した場合において、近隣の住民の生命又は身体に対して著しい危険を及ぼすおそれの大きい工場、事業場又は施設の管理者その他の政令で定める者)に対し、当該地震の発生に伴い生ずることが予見される危険の防除のために必要な要請又は勧告を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、市町村長から要求があったときは、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事は、市町村長に代わり前項の措置を講ずることができるものとする。

(警戒態勢の布告に伴う事前措置及び応急措置に関する災害対策基本法の準用等)

第十二 第五から第十一までに規定するもののほか、警戒態勢の布告に伴い講ずべき事前措置及び応急措置の実施に必要な災害対策基本法の規定の準用等必要な規定の整備を行うものとする。

第十三 国は、緊急計画に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができるものとする。

2 緊急計画に基づく事業で、地方公共団体が実施するものにつき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるものとする。

第一 地震予知情報の報告及び警戒態勢の布告等に関し、必要となる災害対策基本法、消防法、気象業務法等関係法令の整備を行うものとする。

(関係法令の整備)

第一 地震予知情報の報告及び警戒態勢の布告等に関し、必要となる災害対策基本法、消防法、気象業務法等関係法令の整備を行うものとする。

基本判例解説シリーズ3

商法の判例 (第三版)

矢沢 惇・鴻 常夫・竹内昭夫編

商法(会社・手形・小切手・総則・商行為・保険・海商)の基本判例について、最近のものまでを含めた、最も重要と思われる判例を厳選した。さらに商法関係の他の判例百選におけるよりも、もつと突っ込んだ、より平易な解説がなされているので、商法全般にわたる判例のいつそう深い理解の手助けとなる。また、本書(第三版)は、全判例について執筆者の校閲を経て全面的に改訂した最新の商法重要判例解説書である。

(会社)

法人格の否認/会社の政治献金/財産引受/株式の払込の仮装/株券発行前の株式譲渡/株式の譲渡制限/株券の発行/株主名簿の名義書換/自己株式/株券の除権判決/営業譲渡と株主総会の特別決議/議決権の代理行使/株主総会の決議と特別利害関係/株主総会決議取消の訴と裁量棄却/株主総会決議不存在確認の訴/取締役会/共同代表と表見代表取締役/取締役・会社間の取引と間接取引/取締役・会社間の取引と手形行為/役員退職慰労金/取締役の監視義務/取締役の第三者に対する責任/株式申込証拠金/新株発行の手続/買取引受/利益配当と株主平等原則/会社の合併/持分の相続と訴訟の承継

(手形・小切手)

他人名義の署名/手形行為の成否/盗取された約束手形に振出人として署名していた者の責任/手形行為の表見代理/手形の偽造と表見代理/手形偽造の手形上の責任/手形の改造/手形の善意取得/手形金の請求と権利濫用/手形と人的抗弁/悪意の抗弁/交換手形/手形の書替/手形の原因関係/利得償還請求権/白地手形/裏書の連続/受取人欄の改造と裏書の連続/隠れた取立委任裏書と人的抗弁/手形保証の独立性/支払場所の記載/手形と時効中断

(総則・商行為・保険・海商)

開業準備行為の商行為性/代表取締役の退任登記と表見代理の成否/商号専用権/名板貸人の責任/商行為の代理/問屋の破産/保険の団体性/普通保険約款変更の効力/船主の堪航能力担保義務/船荷証券上の「運送品を外観上良好な状態に船積した」旨の記載